

## 徳島県公安委員会規則第9号

放置違反金等の徴収及び還付に関する規則及び徳島県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年5月19日

徳島県公安委員会委員長 稲井芳枝

放置違反金等の徴収及び還付に関する規則及び徳島県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

(放置違反金等の徴収及び還付に関する規則の一部改正)

第1条 放置違反金等の徴収及び還付に関する規則（平成18年徳島県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「を公安委員会の掲示板上に掲示して」を「により」に改める。

第3条第2項の次に次の1項を加える。

3 法第51条の4第7項に規定する措置は、弁明通知公示送達書（別記様式第4号）により行うものとする。この場合において、弁明通知公示送達書において指定される弁明書の提出期限は、同項後段の規定により通知が到達したものとみなされる日から起算して15日以内とする。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第6条第4項中「を公安委員会の掲示板上に掲示して」を「により」に改める。

別記様式第3号の（裏）を次のように改める。

1 早期に手続を終結させたい方へ(仮納付制度)

- (1) 今回の放置違反金の納付命令事案について、早期に手続を終了させたい方々のために、道路交通法第51条の4第9項の規定による放置違反金に相当する金額を仮納付する制度があります。
- (2) この制度によりあなたが仮納付を行った場合、後日、当公安委員会があなたに対して公示により放置違反金の納付命令を行うこととなりますが、仮納付した放置違反金に相当する金額が放置違反金の納付とみなされますので(道路交通法第51条の4第11項)、本件に係る放置違反金の納付について、あなたがそれ以上の手続を行う必要はありません。
- (3) あなたが仮納付を行った後、当該放置車両に係る車両の運転者が駐車違反の反則金を納付するなど、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行うことが適当でないと認めた場合は、仮納付した放置違反金に相当する金額は返還されます(道路交通法第51条の4第12項)。

2 仮納付の期限、場所及び方法並びに公示による納付命令の方法

- (1) 仮納付の期限は、弁明書の提出期限と同じ日(表面の「弁明書の提出期限」欄記載の日)です。
- (2) 仮納付の場所は、納入通知書記載のとおりです。
- (3) 仮納付するときは、同封の納入通知書に、表面の「予定される納付命令の内容」欄記載の金額を添えて納めてください。納入通知書の第1片は、領収証としてあなたに渡されます。  
なお、分納はできません。
- (4) 公示による納付命令は、氏名ではなく、この弁明通知書の番号を徳島県公安委員会のホームページへ掲載し、及び徳島県公安委員会の掲示板(徳島県徳島市万代町2丁目5番地1徳島県警察本部庁舎前)に掲示して行います。

お問い合わせ先

〒770—8510 徳島県徳島市万代町2丁目5番地1  
徳島県警察本部交通部交通指導課  
電話 (088)622—3101

別記様式第4号中「第4条」を「第3条」に改める。

(徳島県暴力団排除条例施行規則の一部改正)

第2条 徳島県暴力団排除条例施行規則（平成23年徳島県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「別記様式第10号）を」の次に「公安委員会のホームページへ掲載し、及び」を加える。

#### 附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。